

# 重 点 事 项

## 1 平成18年度における生活保護法施行事務監査について

現在の生活保護制度を取り巻く状況を踏まえると、生活保護の適切な運営を確保するうえで、法施行事務監査の果たす役割は、極めて重要となっている。

については、平成18年度の生活保護法施行事務監査は、

- 保護の適正実施
- 不正受給の防止
- 実施体制の整備・充実
- 組織的な運営管理の推進

を基本に実施することとした。

平成17年度に実施した厚生労働省監査結果では、都道府県・指定都市本庁の行う監査等による助言指導、福祉事務所における取り組みの推進により、訪問調査活動及び扶養能力調査の項目において指摘を受けた福祉事務所の割合が共に7割から5割に減少したところであるが、反面、病状把握及び就労指導の項目において、指摘を受けた福祉事務所が増加したほか、保護受給要件の確認のための関係先調査・課税調査の実施が不十分、定期的な収入申告書の徴取が不十分等、保護の決定実施上の基本的事項に問題があった福祉事務所が依然として認められた。

これは、査察指導員を中心とする業務進行管理等の組織的運営管理体制が不十分、関係機関との連携確保が不十分、適切な制度運営のための人員確保等体制整備が不十分であること等が大きな一つの要因である。

こうした観点から、都道府県・指定都市本庁の行う生活保護法施行事務監査においては、

- 関係先調査や課税調査等各種調査の徹底
- 訪問調査活動によるケースの生活実態を踏まえた処遇方針の樹立
- 自立支援プログラムの活用及び就労・求職状況管理台帳による稼働能力活用のための積極的支援
- 病状把握による適切な指導援助方針の確立
- 適切な制度運営確保に必要な現業員の充足及び査察指導体制の充実・整備
- 査察指導員による業務進行管理体制の確立と現業員に対する適宜適切な助言援助
- 福祉事務所長等幹部職員による組織的な運営管理の推進

を重点としつつ、運営状況に関するヒアリングやケース検討を通じて各福祉事務所が抱える運営上の課題を的確に把握し、その課題に即した具体的な助言・指導を行うようお願いしたい。

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、「生活保護法施行事務監査の実施について（平成12年10月25日社援発第2393号厚生省社会・援護局長通知）」に基づき行っているところであるが、平成18年度における生活保護法施行事務監査に当たっては、別紙「生活保護法施行事務監査事項（案）」に基づき、以下の事項に留意の上、より一層効果的な指導監査を行うよう配慮願いたい。

なお、年金担保貸付を利用している者への対応等生活保護の適正運営に向けた取組について通知する予定とされており、別紙「生活保護法施行事務監査事項（案）」についても追加、修正を予定しているのでご了承願いたい。

## (1) 福祉事務所に対する指導監査について

### ①保護の適正実施の推進

#### ア 保護の相談時における助言指導

面接相談に当たっては、相談内容に応じて懇切丁寧に制度の趣旨が正しく理解されるよう説明を行い、生活保護の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談内容及びその結果については、所長等幹部職員が逐次点検する等、相談業務が担当者任せにならないよう指導すること。

また、生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制づくりについても配慮すること。

#### イ 保護の申請・開始時調査の徹底

申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産等について適正に申告させるとともに、調査に必要な同意書を徴取した上で金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等への関係先調査を速やかに行い、また、病状把握及び扶養能力調査等、福祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう指導すること。

なお、保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等についても行うよう指導すること。

また、ホームレスに対する生活保護の適用の場面においても、生活歴等を勘案し、保護申請受理後速やかに必要な調査を徹底するよう指導すること。

## ウ 保護受給中における受給要件の確保と指導援助の推進

### (ア) 資産及び収入の把握

資産及び収入の把握は、保護の要否及び程度を決定する上で必要不可欠なものである。

就労可能と判断された者については毎月、就労困難と判断された者については定期的に収入申告書を提出させ、申告内容、挙証資料等の審査の徹底を図るとともに、必要に応じ勤務先等の関係先調査を行い、適正な収入認定に努めるよう指導すること。

なお、保護開始ケースについては開始時に、継続ケースについては定期的に、資産及び収入の届出義務について記載した「保護のしおり」等を配布するなどし、例えば高校生のアルバイト収入等世帯員全員の収入申告義務を十分周知するよう指導すること。

また、次のような資産保有ケースについては、適切な関係先調査等に努めるよう指導すること。

- ・ 自動車の保有ケースについては、必要に応じ陸運支局等の関係先調査等により、的確に把握し、保有要件の審査を適切に行うよう指導するとともに、保有が認められないケースについては、その処分指導の徹底を図るよう指導すること。
- ・ 所有を容認した不動産でその後、処分価値が大きくなったと認められるものについては、評価替えの時点に併せて評価額を的確に把握するよう指導すること。

### (イ) 扶養能力調査の徹底

保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者の存否を確認し、扶養能力調査については、特に生別母子世帯の前夫等の重点的扶養能力調査対象者に対する調査を確実に行うよう指導すること。また、調査は、扶養の可否を照会するにとどまらず、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握し、実行ある調査を行うとともに、重点的扶養能力調査対象者が管内に居住する場合には、実地に調査するよう指導すること。

なお、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認を行うよう指導すること。

#### (ウ) 処遇方針の樹立

処遇方針は、現業員が当該ケースに対し、どのような指導援助を行っていくかの基本となるものであるが、処遇方針樹立の前提となる実態把握やその評価が不十分なため、処遇方針が形式的、画一的で具体性を欠き、ケースの実態と乖離する等処遇方針として適切でないものがみられる。

したがって、処遇方針は、まず訪問調査活動や病状把握等によりケースの生活実態や病状を十分に把握・検討した上で、具体的な目標を設定するよう指導すること。特に、処遇困難ケース等については、関係機関との連携の上に、ケース診断会議等で組織的な対応を図るよう指導すること。

また、処遇方針については、その処遇及び目標達成の状況を定期的かつ適時に評価し、必要に応じて見直すよう指導すること。

#### (エ) 訪問調査活動等の充実

訪問調査活動は、計画した訪問予定を確実に実行することはもとより、訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状況に応じて随時訪問するとともに、処遇方針を踏まえ、訪問調査の目的を十分認識し、生活実態の把握や就労指導等の訪問目的が十分達成されるような訪問調査活動を実施するよう指導すること。

特に、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては、訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導すること。

なお、訪問時の不在が続く世帯については、不在理由等の確認及び民生委員等を活用し生活状況等を確認するとともに、訪問方法を工夫する等して可能な限り家庭内面接を行い、生活実態の把握に努めるよう指導すること。

訪問調査結果については、早期にケース記録に記載し、その都度決裁に付すようにするとともに、査察指導員は、現業員の訪問調査状況等を常時把握し、必要な助言指導が適宜適切に行われるよう指導すること。

#### (オ) 稼働年齢層に対する指導の徹底

就労可能な被保護者については、稼働能力の十分な活用が求められる。そのため、福祉事務所は、これらの者の就労・求職状況を把握し、その者の自立助長を図るため、適切な指導援助を行う必要がある。

このことから、就労可能な被保護者に対しては、就労・求職状況管理台帳へ登載するとともに、就労に関する個別支援プログラムへの参加を促すなど、個々の被保護者の状況に応じた稼働能力の活用について適切な指導を行うこと。

なお、稼働年齢層の者で傷病を理由に未就労の者については、訪問による生活実態の把握、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議等による病状調査を行い、就労指導の可否について十分検討すること。その結果、就労が可能な者に対しては、就労意欲の助長、生活習慣形成等への指導援助の上、求人情報等の収集提供、公共職業安定所への同行訪問等により、早期の自立助長のため、時期を逸することなく積極的な指導援助を行うよう指導すること。

また、稼働している場合であっても、病状等からみて、稼働能力を十分活用していないと認められる者に対しては、必要に応じ就労先等の関係先調査により就業実態を的確に把握の上、就労日数及び就労時間を増加させるよう指導するとともに、状況に応じ転職指導を行う等積極的な増収指導を行うよう指導すること。

なお、稼働能力がありながら正当な理由もなく就労又は求職活動を行わない者に対しては、法第27条に基づき文書指示を行い、さらに、これに従わない場合には、所要の手続きを経て、保護の停止又は廃止の検討を行うよう指導すること。

#### (カ) 要援護者に対する指導援助の充実

高齢者、障害者世帯等要援護世帯が被保護世帯の9割以上を占めているが、これらの世帯の需要は多岐多様にわたっている。

については、的確な指導援助を確保する観点から、その世帯の需要を的確に把握し、要援護世帯のニーズに応じ、介護保険制度や障害者自立支援法等の各種保健福祉施策の活用を図るとともに、個別支援プログラムへの参加を促すなど、その積極的な活用を指導すること。

## エ 不正受給防止対策の徹底

平成16年度において不正受給として各実施機関で措置したものは、10,911件、約62億円となっている。

また、会計検査院による平成16年度決算検査報告においても、年金の未申告、就労収入の未申告及び過少申告等により10都府県で生活保護費負担金の経理が不当とされ、21ケースで104百万円の不当支出の指摘を受けたところである。

不正受給の多くは稼働収入、各種年金・保険金収入、預貯金等の無申告又は過少申告によるものであるが、福祉事務所の訪問調査による生活実態の把握、収入申告書の徴取及び申告内容の審査、課税調査等が不十分なため把握できず、適切な処理が行われないまま放置された結果生じた事例も少なくない。

については、収入申告書の定期的徴取を指導するとともに、申告内容の審査を行い、疑義のある場合は申告者に説明を求めるとともに、関係先調査等による内容審査を徹底するよう指導すること。

また、課税担当課との連携のもとに全ケース一斉点検による課税調査を実施するよう指導をお願いしているところであるが、会計検査院から、課税調査結果と収入申告の内容との照合が確実に行われていないため、不当支出の指摘を受けていることから、その後の処理を適切に行うよう指導すること。さらに、各種年金等については、その受給権の有無や受給状況を被保護者からの聞き取り及び関係機関や担当課等への照会等により適切に把握するよう指導すること。

なお、不正受給を発見した場合には、発見時点における収入の遡及調査、預貯金等の関係先調査を実施した上、法第78条を適用し、費用徴収を行うことが原則であり、特に悪質なケースについては告発等を検討するなど、不正受給を行ったケースに対して厳正な対応で臨むよう指導すること。

## ②医療扶助の適正運営の確保

ア 被保護世帯の大部分が医療扶助を受給しており、これらのケースの処遇に当たっては病状等を的確に把握する必要がある。このため必要に応じて主治医及び囑託医の意見を聴取し適切な処遇方針を策定するよう指導すること。

イ 現業員が被保護者の病状等を把握するために、レセプトを常時活用し得る状態を確保した上で、在宅での療養の実態を把握し、生活指導、就労指導又は療養指導の徹底を図るよう指導すること。

- ウ 医療費の適正な支払いのため、内容点検等のレセプト点検を全ケース実施し、過誤の認められるレセプトについては、遅滞なく過誤調整を行うとともに、診療内容等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議等を行うよう指導すること。
- エ 頻回受診者に対する適正受診指導については、主治医訪問や嘱託医協議の上、具体的な支援方針を定め、被保護者に対する指導援助を適切に行うよう指導すること。
- オ 入院日数が180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付については、受入先の確保のための被保護者に対する指導援助及び給付に係る事務手続きを適切に行うよう指導すること。

### ③介護扶助の適正運営の確保

要介護又は要支援の状態にある要保護者で、介護サービスの利用により生活の向上が期待できると思われる者に対しては、その活用を図るとともに利用の手続きについても適切な指導援助を行うよう指導すること。

### ④組織的な運営管理の推進

#### ア 実施体制の確保

##### (ア) 適正な職員配置

ケースの処遇及び事務処理等に支障をきたさないよう査察指導員、現業員等の適正な職員配置について指導するとともに、相談業務についても、経験豊富な担当者を配置し、要援護者が必要とする援助や情報を的確に提供できる体制を確保するよう指導すること。

特に、生活保護の適正実施を確保するため、被保護者が増加傾向にある福祉事務所においては、査察指導員及び現業員が不足することのないよう、保護動向を踏まえた職員配置について配慮するよう指導すること。

##### (イ) 職員の職務能力の維持向上

福祉事務所においては、毎年的人事異動で現業経験の浅い職員や現業経験のない査察指導員が一定割合を占める状況にあることから、職員の職務能力の維持向上を図ることは、生活保護の適正な運営を確保する上で極めて重要な課題となっている。



このため、本庁においては、新任現業員に対する基礎的な研修や現業経験のない査察指導員に対する研修を実施するとともに、福祉事務所における職場内研修の実施や各種研修への積極的な参加を指導する等、関係職員の職務能力維持向上のための指導を行うこと。

また、生活保護の適正な運営を確保する観点から、社会福祉主事資格のない者にあつては、主事資格の取得について配慮するよう指導すること。

#### イ 計画的な運営管理の推進

都道府県・指定都市本庁においては、毎年度、管内の保護動向や前年度の監査指摘事項等を踏まえ、管内福祉事務所を具体的に指導する指針を作成し、これを福祉事務所に示すこと。その上で、各福祉事務所は当該指針を踏まえ、事務所として取り組むべき問題点、対処方針等を具体的に盛り込んだ実施方針及び事業計画を策定し、これに向けて全職員が一体となって組織的に取り組むよう指導すること。

また、個別ケース検討を通して、福祉事務所が抱える問題点を把握し、その問題点の是正改善を指示するとともに、問題事項に応じ自主的内部点検事業等により、積極的に改善に取り組むよう指導すること。

なお、処遇困難ケース等については、ケース診断会議を積極的に活用する等、所長等幹部職員、査察指導員、現業員等全職員が一体となって、問題解決に取り組む体制を確保するよう指導すること。

#### ウ 査察指導機能の充実

査察指導機能が十分発揮されていない福祉事務所の実態をみると、業務の進行政管理が十分行われていないことから、現業活動が現業員任せとなり、長期間訪問が行われないケース、年金等の申請手続きが遅れているケース、調査結果と収入申告書の内容の照合や、その後の処理状況が適切に把握されていない事例等保護の決定実施の基本的な面に各種の問題点が生じている。

については、査察指導員が訪問調査活動、収入申告書の徴取、処遇方針に基づく指導援助等の状況のわかる「査察指導台帳」等を整備し、その進捗管理を行うとともに、個々のケースの状況を掌握し、特に訪問計画の策定及び訪問調査活動の実施については必ず関与するとともに、重点的な指導援助を要するケースについては随時必要な指示ができるような体制を確立するよう指導すること。

## (2) 都道府県・指定都市本庁の指導監査の効果的な実施について

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、福祉事務所における生活保護制度の運営実施に係る適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて、被保護者に対する適正な指導援助を確保し、関係職員の職務能力の向上を図り、さらには福祉事務所の組織的な活動を助長するという、生活保護行政の適正かつ効率的な運営を確保するために極めて重要な役割を担っている。

については、本庁の指導監査の実施に当たっては、次の観点を踏まえ、効果的な指導監査に努められたい。

### ①組織的運営体制の整備

ア 本庁の指導監査担当職員においても、人事異動等により生活保護実務経験が浅いか又は全くない職員が増加しており、福祉事務所の実施体制の現状を鑑みれば、本庁の指導監査体制の強化は緊急の課題となっている。

については、指導監査担当職員に対する研修、福祉事務所での現任訓練の実施等、その職務能力の向上に努めること。

イ 本庁の行う指導監査の実効性を確保するためには、指導監査担当職員相互が管内福祉事務所が抱える問題点や課題について十分に検討するとともに、意思疎通を図り共通認識のもとに指導監査に当たることが重要である。

そのために、監査の事前検討、復命会の実施等による監査結果の分析、是正改善の指示、今後の指導方針の策定等の一連の過程において、幹部職員を含めた組織的な協議・検討を行うとともに、特に管内被保護世帯の大半を占める大規模な福祉事務所や多くの問題を抱える福祉事務所に対しては、幹部職員が自ら率先してその指導監査に当たること。

### ②福祉事務所の課題に応じた的確な指導監査の実施

本庁においては指導監査の実施要綱を定めるとともに、各福祉事務所の過去の監査結果、是正改善状況、保護動向等を踏まえて指導監査の実施計画を策定すること。このため各福祉事務所ごとの「指導台帳」を整備すること。また、指導監査

の実施に当たっては、単に個別ケースの取扱いの適否のみでなく、福祉事務所の抱える問題点に応じて、制度運営の全般的な状況にわたり、必要な確認と指導を行うことにより指導監査の実効を期すこと。

#### ③指導監査結果に基づく是正改善指示

指導監査の結果判明した問題点の解決のためには、関係職員すべてが福祉事務所の抱える問題点や現状を十分認識し、事務処理の円滑化のための体制づくり、実施体制の整備等問題解決に向けて組織をあげて取り組む必要がある。

については、監査結果の問題点等の解決に向けて、福祉事務所職員との研究協議の場を設ける等共通の問題意識を持つとともに、理解を深めるような工夫を行うこと。

また、福祉事務所に対する指導監査結果の是正改善の指示は、個別ケースの指摘のみに止まらず、問題発生の変因を明らかにし具体的な改善方策を指示することにより、その実効を期すること。また、改善措置の進捗状況については、期限を付して報告を求めるとともに、確認監査や巡回指導等により把握し、継続的な改善指導を行うこと。

さらに、所長等幹部職員に対しては、生活保護運営上の問題点の所在を十分認識させるとともに、問題点の所在によっては市の理事者に対しても十分な説明を行い、効率的に組織的な改善が図れるよう指導を徹底すること。

#### ④小規模福祉事務所に対する指導上の配慮

被保護世帯数が200世帯以下のいわゆる小規模福祉事務所が全国の福祉事務所の約3分の1を占める状況にあり、これら福祉事務所においては、毎年的人事異動により大半が経験の浅い職員となることに加え、事務処理が現業員任せになる等、生活保護制度の運営に何らかの問題を生じかねない現状にある。

については、個々の職員の執務能力の向上に加え、組織的な業務運営を確保するための具体的な方策について指導するとともに、本庁による実務中心の研修会の開催や巡回指導を行う等、適切な指導を行うこと。

#### (3) 国が実施する指導監査について

各福祉事務所並びに都道府縣市本庁に対する国が実施する指導監査についても前記

(1) 及び (2) で述べた点に留意して行うこととしているので、ご承知願いたい。

#### (4) 事故の発生防止について

平成17年5月に長崎県において、福祉事務所職員が生活保護の相談に来た男性に刺殺されるという痛ましい事件が発生したところである。同様の事故を防止する観点から、本庁の指導監査においては、相談内容に応じた面接の実施、面接相談室内に凶器となりうる物を置かないなどの環境面での配慮等、面接相談体制の在り方について、管内福祉事務所に対し指導すること。

#### (5) 不祥事の発生防止について

近時、福祉事務所職員が保護費を着服したり、返還金の事務処理を怠ったまま放置していたなどの不祥事が発生しているが、このようなことは、生活保護制度そのものや福祉事務所に対する信用を著しく失墜させるものであり、あってはならないことである。ついては、保護費の支出及び費用の返還・徴収等の事務処理に当たっては、内部相互牽制機能が十分発揮されるよう、組織機構上の審査体制の確立をはじめとし、現業部門と出納部門の明確な区分、経理事務の自主的内部点検の実施等について、管内福祉事務所に対する研修、指導監査等を通じての必要な指導の徹底等により、不祥事発生の未然防止に万全を期すこと。

生活保護法施行事務監査事項（案）

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>1 保護の適正実施の推進</p> <p>(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p> <p>(3) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(4) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(5) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。</p> <p>(6) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。</p> <p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1) 資産等の把握状況</p> <p>ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、拳証資料等に基づき十分審査されているか。</p> <p>また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>社、社会保険事務所等) 調査等によって十分に            検証・確認されているか。</p> <p><u>保護開始決定後に調査していることはない            か。</u></p> <p>保護申請前に転居してきた者については、前            居住地の関係先照会等が行われているか。</p> <p>イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意            書が適切に徴取されているか。</p> <p>ウ 法第63条を適用し、保護を開始した場合            は、文書により本人に周知されているか。</p> <p>(2) 病状把握の状況</p> <p>病状等が的確に把握されているか。また、必要            に応じ検診命令等が活用されているか。</p> <p>(3) 介護保険利用の把握状況</p> <p>要介護又は要支援の状態にあると考えられる要            保護者について介護保険による介護サービスの受            給状況の確認や要介護認定申請に係る助言及び指            導が行われているか。</p> <p>(4) 扶養義務履行の指導状況</p> <p>ア 扶養義務者の存否の確認が行われているか。            また、居所が不明な場合には、官公署等への            照会に基づき、所在の確認が行われているか。</p> <p>イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要            保護者その他により聴取する等の方法により、            扶養の可能性が調査されているか。</p> <p><u>また、精神的な支援の可能性についても確認            しているか。</u></p> <p>ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住して            いる場合には、実地に調査されているか。</p> <p>エ 重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職            業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、            要保護者についての税法上の扶養控除及び家族            手当の受給並びに他の扶養履行の状況等につい</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 保護受給中における指導援助の推進</p>	<p>て調査されているか。</p> <p>オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。</p> <p>カ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。</p> <p>キ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。</p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>(1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。</p> <p>(2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇について町村との連携は十分図られているか。</p> <p>1 権利、義務の周知徹底</p> <p>被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。</p> <p>また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。</p> <p>2 資産及び収入の把握</p> <p>(1) 資産の把握</p> <p>ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等によりの確に確認されているか。</p> <p>また、資産の申告内容に変化はないか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。</p> <p>イ 資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p> <p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については毎月（収入が安定している場合は3ヵ月ごと）、就労困難と判断された被保護者については定期的に収入申告書が徴取されているか。</p> <p>ア 稼働収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 収入申告書及び給与明細書等挙証資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。</p> <p>イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は適切に徴取されているか。必要に応じ、年金改定通知書（写）等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。</p> <p>また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となった他の年金の受給状況は的確に把握されているか。</p> <p>(ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。</p>